

——JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.——

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワーク評価の結果を公表します。

## 兵庫県のグリーンボンド・フレームワークに Green1(F)を付与

発行体：兵庫県

評価対象：兵庫県 グリーンボンド・フレームワーク

### <グリーンボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

## 第1章: 評価の概要

### 1. 兵庫県の概要

兵庫県は、日本の標準時子午線が通過する日本列島のほぼ中央にあり、東は大阪府、京都府、西は岡山県および鳥取県に接する関西地方の県である。兵庫県は29市12町からなり、国勢調査が行われた2020年10月の人口は約547万人と全国の都道府県別人口では千葉県に次いで第7位に位置する。また県土の面積は約8,401km<sup>2</sup>であり、こちらは全国12位である。

兵庫県は、その県域内に、北は日本海、南は瀬戸内海、中央には中国山地が東西に横たわり、高原、平野、島々など広大で変化に富んだ地形を有している。兵庫県は令制国の摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5国から成り立ち、前述の通り変化に富んだ地形を有しているため、多様性に富んだ歴史・文化をそれぞれの地域が有している。

### 2. 兵庫県の産業特性

兵庫県は県内を縦横に走る高速道路、鉄道網や1868年に開港した国際貿易港である神戸港をはじめとした港湾等の国内外との交通アクセスの優位性を通じて重厚長大産業・多様な地場産業によって日本の発展に寄与してきた。また、近年ではスーパーコンピュータ「富岳」や大型放射光施設「SPring-8」等の世界有数の先端科学技術や様々な次世代産業（航空・宇宙産業、ロボット産業、環境・エネルギー産業、健康・医療産業等）が集積している。

### 3. 兵庫県の将来ビジョンと環境方針

兵庫県は、2022年3月に「ひょうごビジョン2050」を策定した。人口減少・さらなる少子高齢化、テクノロジーの進歩、さらにはコロナ禍による暮らしや価値観の変容等、大きな社会変化により先の見通しがますます難しくなるなかで、兵庫のめざす姿を指し示す新しいビジョンが求められたことから、10,000人を超える県民の声を集めながら、次の世代が活躍する30年後のめざす未来を描くものとして上記ビジョンを策定している。

このビジョンがめざすものは、誰もが希望を持って生きられる「包摂」、一人ひとりの可能性が広がる「挑戦」、この2つを両輪として実現する『躍動する兵庫』である。そのもとで、兵庫のポテンシャルと社会潮流を踏まえた5つの社会像 ①自分らしく生きられる社会、②新しいことに挑戦する社会、③誰も取り残されない社会、④自立した経済が息づく社会、⑤生命の持続を先導する社会を提示し、変化の激しい時代に対応する、持続可能な地域づくりを目指している。

また、兵庫県では、「ひょうごビジョン2050」のもと、「第5次兵庫県環境基本計画」を推進しており、低炭素、自然共生、資源循環、安全・快適、地域力の5つの項目に関する取り組みを進めている。その中で低炭素については、2022年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、この分野への具体的対策を積極的に進めていくための分野別計画として位置付けている。

### 4. グリーンボンド・フレームワークについて

今般の評価対象は、兵庫県が債券によって調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）」および「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）および環境省が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

兵庫県では、グリーンボンドによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトに対するファイナンスに充当する予定である。JCRは、資金使途の対象はいずれも環境改善効果を有すると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制およびレポーティングについても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”，「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則<sup>1)</sup>」および「グリーンボンドガイドライン<sup>2)</sup>」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 グリーンボンド原則 2021年版  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

2 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版  
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf>

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ1:グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークにおける資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

兵庫県が本フレームワークでグリーンボンドの資金使途とするグリーンプロジェクトは以下のとおりである。

#### <資金使途にかかる本フレームワーク>

グリーンボンド原則 事業区分	適格プロジェクト例
汚染防止及び抑制 再生可能エネルギー	<p>【下水汚泥広域処理場整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 汚泥有効利用施設整備によるバイオガスの生成・下水汚泥の固形燃料化</li> </ul>
エネルギー効率 再生可能エネルギー	<p>【県有施設の照明の LED 化・空調設備の更新・太陽光発電設備の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ トンネル照明・道路情報板の LED 化</li> <li>➢ 信号機の LED 化</li> <li>➢ 特別支援学校(新設)における、空調設備・LED 照明の整備、太陽光発電設備の導入</li> <li>➢ 公園施設における、空調設備の更新、園路照明の LED 化</li> </ul>
気候変動への適応	<p>【河川改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域総合治水計画等に基づく治水対策の推進を目的とした河川改修</li> </ul> <p>【治山・砂防・土砂対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 山地・保安林の災害復旧</li> <li>➢ 土砂災害防止施設(治山ダム・砂防堰堤等)の整備</li> </ul> <p>【法面防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所における、豪雨災害時に備えた落石防護柵や落石防止ネットなどの整備</li> </ul>

	<p>【ため池防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨時の防災・減災対策を目的とした経年劣化による漏水や変形等が生じている農業用ため池の改修や廃止工事</li> </ul> <p>【高潮対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>激甚化する高潮対策を目的とした防潮堤の嵩上げや胸壁整備</li> </ul>
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<p>【森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止や温室効果ガスの吸収といった、森林の持つ多面的機能の高度発揮に必要な間伐等の実施</li> </ul> <p>【林道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産活動や森林の適正な維持・管理に必要な林道の整備</li> </ul>
陸上及び水生生物の多様性の保全	<p>【コウノトリの生息環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ため池の浅瀬造成やビオトープなどコウノトリが生息できる環境づくり</li> </ul>
再生可能エネルギー エネルギー効率 クリーン輸送	<p>【カーボンニュートラルポート(CNP)の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする CNP の形成（播磨臨海地域）</li> </ul> <p>※CNP 形成に係る計画については現在策定中のため、詳細が確定し、適格プロジェクトが定まり次第フレームワークを更新する予定です</p>

### ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

兵庫県は、2022年3月に策定した「ひょうごビジョン2050」のもと、各分野での取組を進めている。環境に関する取り組みにおいては、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定し、低炭素、自然共生、資源循環、安全・快適、地域力の5つの項目に関する取り組みを進めている。その中で低炭素については、2022年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、2030年度に2013年度比で温室効果ガス48%削減および「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目標として掲げている。

本フレームワークにおける資金使途については、気候変動への適応において、近年兵庫県域を襲った大きな災害、とりわけ佐用郡佐用町を中心として大きな被害をもたらした2009年の「平成21年台風第9号」や、西宮市や神戸市沿岸を中心に高潮によって大きな被害を生んだ2018年の「平成30年台風第21号」の教訓を踏まえた資金使途が含まれている。

陸上及び水生生物の多様性の保全においては、兵庫県内各地に飛来している特別天然記念物であるコウノトリの生息範囲を確保するための資金使途が含まれている。

また、播磨臨海地域で計画が推進中であるカーボンニュートラルポートについても資金使途に含めている。

#### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 本フレームワークに記載されている資金使途は、「ひょうごビジョン2050」、「兵庫県地域創生戦略」のほか各種県計画（第5次兵庫県環境基本計画、兵庫県地球温暖化対策推進計画、等）ならびに県政改革方針に基づいて作成されたグリーンボンド・フレームワークにおける適格事業に対する新規

投資である。本フレームワークに記載された資金使途は、グリーンボンド原則に定義されているプロジェクト分類に従って、気候変動への緩和及び適応のための多様な事業への貢献を企図している。

---

#### 資金使途 1: 汚染防止及び抑制および再生可能エネルギー (下水汚泥広域処理場整備事業)

---

資金使途 1 は、下水汚泥のエネルギー有効利用施設整備事業である。汚泥焼却炉の更新とともに、バイオガスを精製する設備を整備することで、廃棄物である下水汚泥の有効活用が図れることから、環境改善効果を有する。資金使途 1 は、グリーンボンド原則における「汚染の防止及び管理」、「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」および「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

兵庫県では、阪神南地域社会基盤整備プログラムに基づき、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）のインフラ整備を進めており、本フレームワークの資金使途は、尼崎市に所在する兵庫東流域下水汚泥広域処理場における汚泥有効利用施設整備である。

これは、兵庫県下の 7 市（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、神戸市、三田市（対象人口：約 150 万人））の下水道から発生する汚泥を処理する兵庫東流域下水汚泥広域処理場の汚泥焼却炉の更新とともに、汚泥からバイオガスを精製し、民間の発電事業者に販売する。また、汚泥を脱水し固形燃料を生成してバイオマス発電事業者に売却することにより、年間約 14,500t の CO2 削減を行うというものである。これにより、これまで埋め立てられるだけであった汚泥の有効利用が可能となるとともに、年間約 5,000t の焼却灰埋め立て処分量の低減が図れるようになる。

---

#### 資金使途 2: エネルギー効率および再生可能エネルギー (県有施設の照明の LED 化・空調設備の更新・太陽光発電設備の導入)

---

資金使途 2 は、兵庫県が保有する施設の照明の LED 化、空調設備の更新によるエネルギー効率の向上ならびに太陽光発電設備の導入である。照明の LED 化および空調設備の更新によって 30% 以上のエネルギー効率の向上が見込めるほか、太陽光発電設備の導入についても環境改善効果を有する。資金使途 2 は、グリーンボンド原則における「エネルギー効率」、「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」および「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

兵庫県では、県が保有している設備について省エネルギー化を行う予定である。具体的な資金使途としては下記が想定されている。

- トンネル照明・道路情報板の LED 化
- 信号機の LED 化
- 特別支援学校(新設)における、空調設備・LED 照明の整備、太陽光発電設備の導入
- 公園施設における、空調設備の更新、園路照明の LED 化

LED 化および空調設備については、対象となる設備の更新前後の省エネルギー性能は 30% を超えており、LED 化によってエネルギー効率が向上している。また、特別支援学校への太陽光発電設備の導入においても、小規模ながら屋根に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの利用を推進することを確認している。

### 資金使途 3: 気候変動への適応（河川改修、治山・砂防・土砂対策、ため池防災対策、高潮対策）

資金使途 3 は、河川改修をはじめとする気候変動適応事業である。兵庫県は、「地球温暖化対策推進計画」を改定し、気候変動による気象の極端化による災害の増加を想定して適応事業を計画しており、これらの施策によって気候の極端化による災害が未然に防止される見込みであるため、環境改善効果を有すると考えられる。資金使途 3 は、グリーンボンド原則における「気候変動への適応」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

兵庫県は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料および兵庫県へのヒアリングによって確認した。



兵庫県では、「ひょうごビジョン 2050」のもと、「第 5 次兵庫県環境基本計画」を推進しており、低炭素、自然共生、資源循環、安全・快適、地域力の 5 つの項目に関する取り組みを進めている。その中で低炭素については、2022 年 3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、この分野への具体的対策を積極的に進めていくための分野別計画として位置付けている。なお、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」は、兵庫県が策定したその他の環境関連の個別計画と整合させている。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、地球温暖化にともなって、兵庫県内（神戸、豊岡、洲本）の長期間の平均気温および最高・最低気温が上昇を示してきたことを明らかにしている。また、地球温暖化に伴う降水量については、神戸において計測されている値は、年間の降水量では優位な変化が見られないものの、アメダスの一時間降水量 50 mm 以上の年間発生回数は、2011 年から 2020 年の平均が、統計開始当初の 10 年（1979 年～1988 年）に比べて約 1.8 倍に増加するなど、気候の極端化が進んでいる。

兵庫県が本フレームワークで策定した資金使途は以下のとおりである。

#### 【河川改修】

- 地域総合治水計画等に基づく治水対策の推進を目的とした河川改修

#### 【治山・砂防・土砂対策】

- 山地・保安林の災害復旧
- 土砂災害防止施設（治山ダム・砂防堰堤等）の整備

#### 【法面防災対策】

- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所における、豪雨災害時に備えた落石防護柵や落石防止ネットなどの整備

#### 【ため池防災対策】

- 豪雨時の防災・減災対策を目的とした経年劣化による漏水や変形等が生じている農業用ため池の改修や廃止工事

#### 【高潮対策】

- 激甚化する高潮対策を目的とした防潮堤の嵩上げや胸壁整備

### 【河川改修について】

兵庫県では、治水対策について、従来の河川下水道対策に加えて、雨水を一時的に貯める・地下に浸透させる流域対策や、浸水したとしてもその被害を軽減させる減災対策を組み合わせた総合治水対策を重視しており、2012年4月には都道府県で初めて総合治水条例を策定し、この条例に基づいて11の地区（流域）ごとに地域総合治水推進計画を策定している。この地域総合治水推進計画、ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画および高潮対策10箇年計画に基づいて具体的な事業が選定される。

具体的に資金使途として想定されているのは以下の事業である。

事業名	事業内容	関連する県の計画
公共事業河川改良	大規模特定河川事業	地域総合治水推進計画
	氾濫危険区域河道掘削事業	地域総合治水推進計画
	広域河川改修事業	地域総合治水推進計画
	地震・高潮対策事業	高潮対策10箇年計画
	流域貯留浸透事業	地域総合治水推進計画
	都市基盤河川改修事業	地域総合治水推進計画
	総合流域防災事業（貯留事業）	地域総合治水推進計画
	住宅市街地基盤整備事業	地域総合治水推進計画
	大規模更新河川事業	地域総合治水推進計画
	事業間連携河川事業	地域総合治水推進計画
	堰堤改良事業	地域総合治水推進計画
	特定構造物改築事業	地域総合治水推進計画
公共事業河川総合開発	治水ダム建設事業	地域総合治水推進計画
国直轄河川事業	国直轄河川事業負担金	地域総合治水推進計画
県単独河川緊急浚渫推進事業	河川災害防止に係る堆積土砂撤去等	地域総合治水推進計画
緊急自然災害防止対策事業	県単独河川緊急自然災害防止対策事業	ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画
県単独河川緊急自然災害防止対策事業	国土強靱化対策に資する小規模な河川改良	ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画
県単独河川維持修繕	河川災害防止に係る維持修繕等	地域総合治水推進計画
県単独河川改良事業	河川災害防止に係る改良事業等	地域総合治水推進計画
県単独河川総合開発事業	河川災害防止施設（ダム）の整備、維持修繕等	地域総合治水推進計画
公共事業河川改良国土強靱化等緊急対策	国土強靱化対策に資する河川改修、施設整備等	地域総合治水推進計画、高潮対策10箇年計画

### 【治山・砂防・土砂対策について】

兵庫県では、2009年に発生した台風第9号などによる災害を教訓に「山地防災・土砂災害対策計画」を策定し、砂防堰堤や治山ダムなどの整備によって自然災害に備える体制の構築を推進してきた。2021年からは2025年までは第4次山地防災・土砂対策計画として、砂防事業および治山事業による人家等の保全対策、治山事業による流木・土砂流出防止対策、緊急防災林整備を行い、気候変動適応対策を行っていく。また、一部の事業については、前述の兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づいて事業が行われるほか、国が行う砂防事業についても一部対象としている。

具体的に資金使途の対象として挙げられているのは以下の事業である。

事業名	事業内容	関連する県の計画
公共事業砂防施設改良費	土砂災害防止施設（砂防・地すべり・急傾斜）の整備	第4次山地防災・土砂災害対策計画
国直轄砂防事業負担金	国が施行する砂防事業に係る県負担金	(国土交通省 砂防事業)
県単土木（砂防施設改良等）	土砂災害防止施設（砂防・地すべり・急傾斜）の改良等	兵庫県地球温暖化対策推進計画
県単土木（砂防維持修繕等）	土砂災害防止施設（砂防・地すべり・急傾斜）の維持修繕等	兵庫県地球温暖化対策推進計画
県単独緊急自然災害防止対策事業	土砂災害防止施設（砂防・急傾斜）の整備	第4次山地防災・土砂災害対策計画
県単独緊急浚渫推進事業	砂防堰堤の堆積土砂撤去	第4次山地防災・土砂災害対策計画
公共治山事業	荒廃保安林の災害防止を図るための治山ダム等整備や森林整備	第4次山地防災・土砂災害対策計画
公共復旧治山事業	被災した保安林の復旧を図るための治山ダム等整備	第4次山地防災・土砂災害対策計画
県単独県営治山事業	山地・保安林の災害復旧並びに県管理施設の施設災害復旧又は維持管理	兵庫県地球温暖化対策推進計画
県単独補助治山事業	山地災害並びに市町管理施設の施設災害を復旧すべく事業を実施する市町への助成	兵庫県地球温暖化対策推進計画
県単独治山ダム緊急整備事業	流木・土砂流出防止対策を図るための治山ダム等整備	第4次山地防災・土砂災害対策計画

### 【法面防災対策について】

兵庫県では、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害などに備え、災害に強い安全な道路ネットワークの構築が喫緊の課題と考え、2019年に「ひょうご道路防災推進10箇年計画」を策定している。この計画は、気候変動に関するものでは、近年の豪雨災害においてこれまでの防災点検の範囲外での法面崩壊が発生したことなどを受けて策定されている。

本フレームワークでは、気候変動への適応事業として、豪雨災害によって、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所を対象に落石防護柵や落石防護ネットなどの整備を行い、法面对策を行うこととしている。

### 【ため池防災対策について】

兵庫県には、約 22,000 か所のため池があり、この数は都道府県中第 1 位である。古くから使用されているため池では、経年劣化による漏水や変形が生じているものもあり、豪雨時に災害の原因となる可能性がある。したがって、兵庫県ため池防災工事等推進計画に基づいて、これらのため池のうち、県内全域 93 か所（丹波市山南大池ほか）について改修や廃止をすることによって防災・減災といった気候変動適応対策を行う予定である。

### 【高潮対策について】

兵庫県では、2018 年の台風 21 号において、神戸・尼崎および西宮で過去最高潮位を記録するとともに想定を超える高波の影響で浸水被害が発生した。これを受けて兵庫県は 2019 年から 2028 年までを事業年度とした高潮対策 10 箇年計画を策定し、気候変動を踏まえた海岸・河川における高潮対策を推進している。本フレームワークでは、兵庫県が管理する海岸防潮堤及び河川堤防（高潮影響区間）の合計 406km のうち、高潮による必要天端高（設計高潮位+2018 年台風第 21 号の観測データも考慮した高波）が不足する地区を資金使途の対象とする予定である。

---

### 資金使途 4: 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理（森林整備、林道整備）

---

資金使途 4 は、兵庫県による森林管理に関する事業である。間伐等の森林整備や、そのための林道の整備は、兵庫県の森林管理に関する目標（新ひょうご豊かな森づくり）の達成に貢献し、環境改善効果を有する。資金使途 4 は、グリーンボンド原則における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

兵庫県においては、1994 年度に「ひょうご豊かな森づくり憲章」を提唱し、森林を県民共有の財産としてとらえ、県民総参加の森づくりによる森林の保全を推進してきた。第 3 期となる「新ひょうごの森づくり」では、“森林は県民共通の財産である”との理解のもと、「公的関与による森林管理の徹底」・「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針に、経済林としての再生を進めるとともに、森林の公益的機能の高度発揮を図ることを目指し、森林を「県民総参加」で守り、育て、活かし、広げる取組みを行っている。

本フレームワークの資金使途としては、間伐等の森林整備や、森林整備に資するための林道の整備などが対象となる予定である。これらの資金使途への充当により、「新ひょうごの森づくり」が目指している 60 年生以下のスギ・ヒノキ林に関する間伐実施率 100%や里山林の再生を目指していく方針を JCR では確認した。

---

### 資金使途 5: 陸上及び水生生物の多様性の保全（コウノトリの生息環境整備）

---

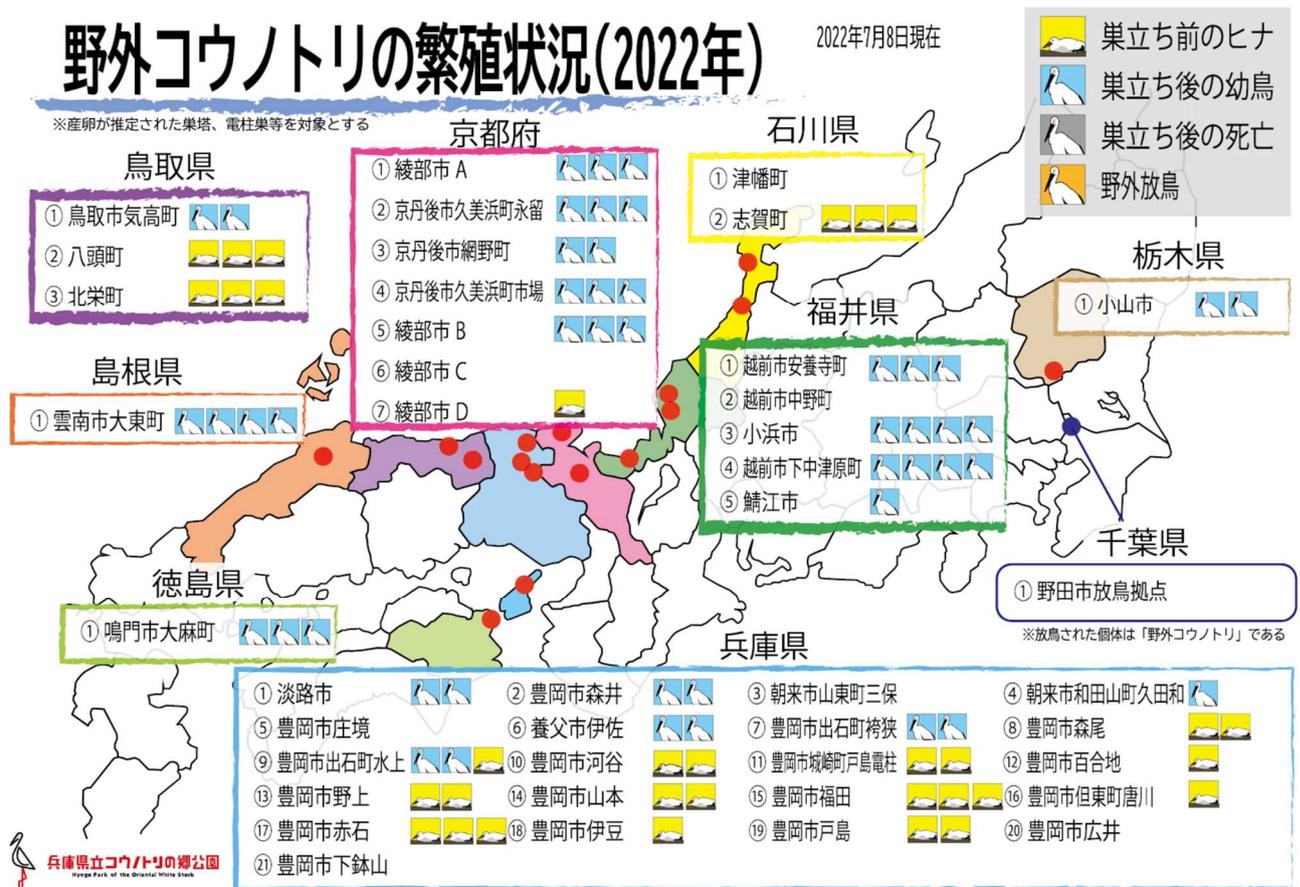
資金使途 5 は、コウノトリの野生復帰にかかる事業である。一度絶滅した野生種を人工的に復活させることで、地域生態系の健全な再生を目指しており、環境改善効果が期待される。資金使途 5 は、グリーンボンド原則における「陸上および水生生物の多様性の保全」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

コウノトリの野生復帰とは、いったん野外で絶滅した種を再導入し、固体群を再確立することという。兵庫県立コウノトリの郷公園ウェブサイトによれば、コウノトリの野生復帰計画は以下の意義を有している。

「コウノトリ（Ciconia boyciana）は、世界で極東地域にのみ生息する大型の肉食性鳥類であり、湿地生態系の食物連鎖の頂点に位置する頂点捕食者である。日本在来の動物であり、大陸との断続的な遺伝子交流を行いつつも、日本列島の生物群集のなかで進化してきた。この野生絶滅した種を野生復帰させることは、この国本来の生物群集、特に近過去まで生息していた但馬地方の地域生物群集を復活・再生し、健全な生態系を取り戻すことに大きな意義・目的がある。また、この取り組みを成功させることは、他の野生絶滅種の野生復帰及びこのことによる地域生物群集の復活再生と健全な地域生態系の再生、ひいては地域生態系のサステナブル・マネジメントに向けて、国内外に明確な展望を与えることになる<sup>3)</sup>」

1971年に、日本最後の野生コウノトリが兵庫県の豊岡盆地で絶滅して以来、兵庫県では長らく、県立コウノトリの郷公園を中心とした保護増殖の取り組みにより、コウノトリの野生復帰を目指した飼育がおこなわれている。1992年に開始されたコウノトリを再び野生に戻す野生復帰計画により、2007年に初めて、試験放鳥されたコウノトリが野外で定着した後、繁殖に成功、最初のひなが巣立った。2012年3月には「コウノトリ野生復帰推進計画（2期）」を策定し、コウノトリの野生復帰の実現をめざしている。県北部の但馬地域に次いで、高砂市、加古川市、明石市等が立地する東播磨地域においてもコウノトリの野生復帰に向けた取り組みを実施しており、2020年には兵庫県における繁殖数は200羽に達した。既にコウノトリの人工巣塔の設置は予定数の設置が終了しており、本フレームワークでは、コウノトリの餌場としての休耕田を利用したビオトープの整備、コウノトリの水場としてのため池における浅瀬の造成などを資金使途の対象としている。

（図1：コウノトリの全国における繁殖状況<sup>4)</sup>）



（引用元：兵庫県立コウノトリの郷公園ウェブサイト）

<sup>3)</sup> 兵庫県立コウノトリの郷公園ウェブサイト [https://satokouen.jp/reintroduction/signific\\_reintro](https://satokouen.jp/reintroduction/signific_reintro)

<sup>4)</sup> 兵庫県立コウノトリの郷公園ウェブサイト [https://satokouen.jp/downloads/tp\\_hansyoku.pdf](https://satokouen.jp/downloads/tp_hansyoku.pdf)

資金使途 6: 再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送  
(カーボンニュートラルポートの形成)

資金使途 6 は、播磨臨海地域におけるカーボンニュートラルポートの形成である。カーボンニュートラルポートの形成は、水素等の受入環境の整備や港湾及び周辺地域の脱炭素化を目指すものであり、環境改善効果が見込まれる。資金使途 6 は、グリーンボンド原則における「再生可能エネルギー」、「エネルギー効率」、「クリーン輸送」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」、「省エネルギーに関する事業」および「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

国土交通省では、輸出入の 99.6%を取扱い、CO2 排出量の約 6 割を占める産業の多くが立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート (CNP)」を形成することを目指している。

兵庫県では、国際拠点港湾である姫路港を中心とする播磨臨海地域において港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポートの形成」に向けて取組むことを打ち出している。JCR としては、カーボンニュートラルポートの形成は、カーボンニュートラルな燃料の供給インフラの整備あるいは港湾地域の低炭素化の観点から重要であると考えているが、現時点での具体的な資金使途については未定である。したがって、JCR では兵庫県が今後カーボンニュートラルポートの形成に関する詳細な計画を発表したのちに、改めて資金使途について確認を行う予定である。

(図 2: 播磨臨海地域カーボンニュートラルポート形成計画 イメージ)



## 2 カーボンニュートラルポート形成のイメージ②（加古川市域・高砂市域）



(出所：播磨臨海地域カーボンニュートラルポート推進協議会 2022年7月29日)

### b. 環境に対する負の影響について

兵庫県では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトが環境にネガティブな影響を及ぼすリスクについて特定を行っている。仮に環境面にネガティブな影響を与えると判断される場合は、その緩和策を行う予定であり、その結果、環境に与えるネガティブな影響が少ないと判断されるものが資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

以上より、JCRは資金使途の対象となるプロジェクトの環境に対する負の影響について特定が行われ、負の影響を緩和する対策が行われることを確認した。

(環境に対するネガティブな影響)

想定されるリスク	リスク緩和対応
<b>資金使途 1: 汚染防止及び抑制および再生可能エネルギー（下水汚泥広域処理場整備事業）</b>	
<p>工事に伴う騒音、振動、廃棄物の不適正処分</p> <p>土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物や排気ガスの飛散</p>	<p>施工においては低騒音での工事に努めるほか、廃棄物は自治体の廃棄手順ののっとり処分が行われることを徹底している。また、生態系への影響についても事前に所在する自治体と協議を行っている。</p> <p>大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認を行う。</p>

	<p>低騒音・低振動型建設機械を使用するよう仕様書に明記する。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用するよう指導する。</p>
<p><b>資金使途 2: エネルギー効率および再生可能エネルギー（県有施設の照明の LED 化・空調設備の更新・太陽光発電設備の導入）</b></p>	
<p>交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響</p> <p>土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物や排気ガスの飛散</p>	<p>自治体で求められる廃棄手順の徹底を行う。</p> <p>大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認を行う。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用するよう仕様書に明記する。</p>
<p><b>資金使途 3: 気候変動適応事業（河川改修、治山・砂防・土砂対策、ため池防災対策、高潮対策）</b></p>	
<p>工事に伴う騒音・振動</p> <p>土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物や排気ガスの飛散</p> <p>生態系への悪影響</p>	<p>自治体で求められる届出の提出を行うほか、適用される事業については、事業着手前に全体計画の調査や環境アセスメントの手続きを行い、住民との合意形成ののちに事業を行う。</p> <p>大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認を行う。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用するよう仕様書に明記する。</p> <p>生態系については猛禽類などの絶滅危惧種の生息情報等がある場合は、影響調査を行い、繁殖行動に影響を与えないように配慮して事業を行う。</p> <p>また、法面緑化に使用する種子については、生態系や在来種に与える影響の少ない植物種に限定する。</p>
<p><b>資金使途 4: 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理（森林の管理等）</b></p>	
<p>工事に伴う騒音・振動</p>	<p>自治体で求められる届出の提出を行うほか、適用される事業については、事業着手前に全体計画の調査や環境アセスメントの手続きを行い、住民との合意形成ののちに事業を行う。</p>

<p>土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物や排気ガスの飛散</p> <p>生態系への悪影響</p>	<p>大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認を行う。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用するよう仕様書に明記する。</p> <p>生態系については猛禽類などの絶滅危惧種の生息情報等がある場合は、影響調査を行い、繁殖行動に影響を与えないように配慮して事業を行う。</p> <p>また、法面緑化に使用する種子については、生態系や在来種に与える影響の少ない植物種に限定する。</p>
--	--

**資金使途 5: 陸上及び水生生物の多様性の保全（コウノトリの野生復帰）**

<p>工事に伴う騒音・振動</p> <p>生態系への悪影響</p>	<p>自治体で求められる届出の提出を行うほか、適用される事業については、事業着手前に全体計画の調査や環境アセスメントの手続きを行い、住民との合意形成ののちに事業を行う。</p> <p>生態系については猛禽類などの絶滅危惧種の生息情報等がある場合は、影響調査を行い、繁殖行動に影響を与えないように配慮して事業を行う。</p>
-----------------------------------	---

**資金使途 6: 再生可能エネルギー（カーボンニュートラルポートの形成）**

<p>工事に伴う騒音・振動</p> <p>土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物や排気ガスの飛散</p>	<p>自治体で求められる届出の提出を行うほか、適用される事業については、事業着手前に全体計画の調査や環境アセスメントの手続きを行い、住民との合意形成ののちに事業を行う。</p> <p>大気汚染防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されること等の確認を行う。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用するよう仕様書に明記する。</p>
--	--

また、どの事業においても、受注者による安全施工措置等を求め、労働安全面の配慮をしたうえで事業を行うこととしている。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピング等を参照し、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.5** 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

**ターゲット 11.6** 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



### 目標 12：つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.5** 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



### 目標 13：気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

**ターゲット 13.3** 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



### 目標 14：海の豊かさを守ろう

**ターゲット 14.2** 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。



## 目標 15. 陸の豊かさも守ろう

**ターゲット 15.4** 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。

## 評価フェーズ 2 : 管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

兵庫県では、前述の通り人口減少・さらなる少子高齢化、テクノロジーの進歩、さらにはコロナ禍による暮らしや価値観の変容など、大きな社会変化により先の見通しがますます難しくなるなかで、兵庫のめざす姿を指し示す新しいビジョンが求められたことから、10,000人を超える県民の声を集めながら、次の世代が活躍する30年後のめざす未来を描く「ひょうごビジョン2050」を2022年3月に策定した。

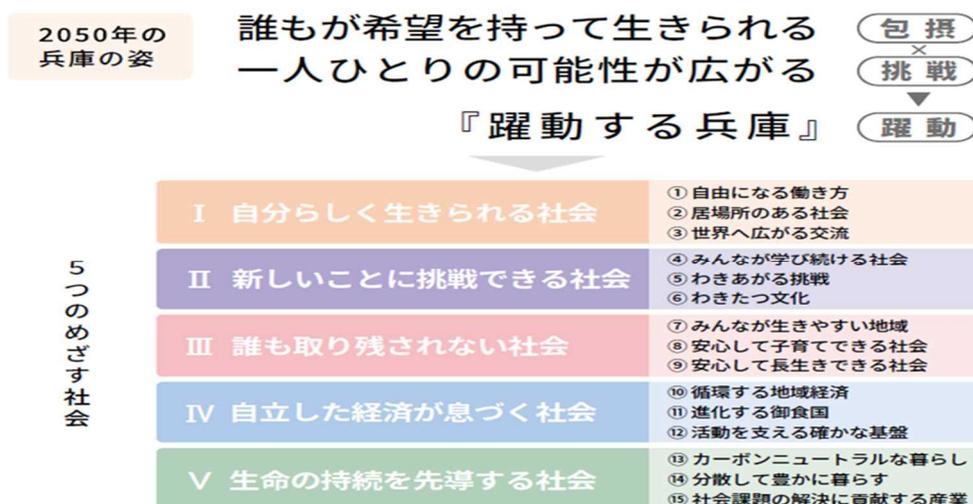
本フレームワークで示された資金使途については、主に「ひょうごビジョン2050」におけるめざす姿10:循環する地域経済、めざす姿12:活動を支える確かな基盤、めざす姿13:カーボンニュートラルな暮らし、の実現に資すると考えられる。

また、兵庫県では、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定しており、その中で温室効果ガスを2030年度に2013年度比で48%削減することを目標としているほか、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目標として掲げている。また、脱炭素社会の実現のみならず、自然災害の頻発・激甚化や農林水産物、自然生態系への影響といった気候変動への適応策についても取り組みが記載されている。

本フレームワークで示された資金使途についても、「兵庫県地球温暖化対策推進計画 削減策[緩和策]」における「方針1 2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減」、「方針2 再生可能エネルギーの導入拡大」、「方針5 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造」及び「兵庫県地球温暖化対策推進計画 適応策」における「方針1 ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進」に合致した取り組みであるとJCRでは評価している。

以上より、グリーンボンド発行の目的は、兵庫県の掲げる目標や計画と整合的であるとJCRでは評価している。

(図：ひょうごビジョン 2050 のめざす兵庫の姿)



(引用元：ひょうごビジョン 2050)

## b. 選定基準

本フレームワークにおける資金使途の選定基準は、評価フェーズ 1 に記載の通りであり、JCR はこの選定基準について、高い環境改善効果が期待できると評価している。

## c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク(抜粋)>

本フレームワークに基づくグリーンボンドの資金使途とする適格クライテリア及びそれを満たす適格プロジェクトは、本県財務部が候補を選定し、県庁内関係各部との協議を経て最終決定します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、兵庫県財務部が候補を選定したうえで、県庁内の関係各部との協議を経て財務部において決定が行われる。グリーンボンドの発行については、予算編成の際に知事との協議を経て最終決定が行われる。

またグリーンボンドで調達した資金の資金使途の対象となるプロジェクトは、議会によって承認された当年度予算に記載された各プロジェクトの実施状況等を踏まえて、県庁内の関係各部と協議のうえで、財務部財政課によって決定が行われる。

プロジェクトのグリーン性については、県庁内の関係各部によって判断が行われていること、また資金対象となるプロジェクトは法定のプロセスを経て決定することより、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、兵庫県のグリーンボンドに関する目標、基準、プロセスについては、予算に関する記者発表資料においてグリーンボンドの発行方針を公表するとともに、発行にかかる目標を明記している。したがって、JCR は、本フレームワークの下で発行するグリーンボンドについて、投資家等に対する透明性は確保されていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

地方自治法第 208 条(会計年度及びその独立の原則)に基づき、地方公共団体の各会計年度(毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる)における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要があります。従って、本県グリーンボンドによって調達した資金は、調達した年度中に適格プロジェクトに全額充当されます。万一、未充当資金が発生した場合には、現金又は現金同等物にて管理されます。

本県グリーンボンドによって調達した資金の個別の適格プロジェクトへの充当については、県庁内関係各部と連携の上、財務部財政課が担当します。具体的には、予算編成の都度、県債管理表を作成の上、本県の会計制度に基づき歳入予算の経理区分で分類し、事業名毎に事業費及び起債充当額を記録することで、適格プロジェクトの金額以上のグリーンボンド発行超過が起らないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む本県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されることとなります。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

兵庫県では、グリーンボンドによる調達を行った年度中に適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当される。適格プロジェクトへの資金の充当には、兵庫県庁の財務部財政課が行い、各年度の予算編成時に県債管理表を作成し、年度終了後に当該年度の事業の出来高に応じて各部に資金の配分を行うことによって充当が行われることとなっている。

会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含めてすべての歳入と歳出に関して県の監査委員の監査を受ける。また、その決算関係書類は監査委員の意見を付したうえで県議会に提出のち承認が行われる。したがって、適切な統制が働くと考えられる。

また、グリーンボンドで調達した資金のうち、未充当資金は現金または現金同等物で管理されることとなっている。調達したグリーンボンドに関する書類は、文書管理規則に基づき償還まで保存されるため、書類の管理も適切である。

以上より、兵庫県による資金管理は適切であると JCR では評価している。

### 3. レポーティング

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク>

本県は、資金充当状況レポーティングおよびインパクト・レポーティングを、本県ウェブサイト等にて年次で開示します。初回の開示は、グリーンbond発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

##### (1) 資金充当状況レポーティング

本県はグリーンbond発行から、グリーンbondにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- 調達金額
- 充当金額
- 未充当金の残高

##### (2) インパクト・レポーティング

本県はグリーンbond発行からグリーンbondにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、適格プロジェクト毎の環境改善効果に関する以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

適格プロジェクト	レポーティング項目(例)
<b>【下水汚泥広域処理場整備事業】</b> ➤ 汚泥有効利用施設整備によるバイオガスの生成・下水汚泥の固形燃料化	➤ 年間バイオガスの生成量 ➤ 年間固形燃料化量 ➤ 年間廃棄物削減量
<b>【県有施設の照明のLED化・空調設備の更新・太陽光発電設備の導入】</b> ➤ トンネル照明・道路情報版のLED化 ➤ 信号機のLED化 特別支援学校(新設)における、空調設備・LED照明の整備、太陽光発電設備の導入	➤ 整備事業実績(更新したLED数、空調設備数等) ➤ LEDや空調機器の導入・入替により実現したエネルギー消費量の削減量(削減率)

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

適格プロジェクト	レポート項目(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公園施設における、空調設備の更新、園路照明のLED化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 整備事業実績(更新したLED数、空調設備数等)</li> <li>➤ LEDや空調機器の導入・入替により実現したエネルギー消費量の削減量(削減率)</li> </ul>
<p>【河川改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域総合治水計画等に基づく治水対策の推進を目的とした河川改修</li> </ul> <p>【治山・砂防・土砂対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 山地・保安林の災害復旧</li> <li>➤ 土砂災害防止施設(治山ダム・砂防堰堤等)の整備</li> </ul> <p>【法面防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所における、豪雨災害時に備えた落石防護柵や落石防止ネットなどの整備</li> </ul> <p>【ため池防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 豪雨時の防災・減災対策を目的とした経年劣化による漏水や変形等が生じている農業用ため池の改修や廃止工事</li> </ul> <p>【高潮対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 激甚化する高潮対策を目的とした防潮堤の高上げや胸壁整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 整備箇所名</li> <li>➤ 整備箇所数</li> <li>➤ 大規模災害による被害が防止される地域数</li> <li>➤ 浸水被害想定地域の減少効果</li> <li>➤ 30年確率の波浪被害に耐えうる防潮堤の総整備距離等</li> </ul>
<p>【森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土砂災害防止や温室効果ガスの吸収といった、森林の持つ多面的機能の高度発揮に必要な間伐等の実施</li> </ul> <p>【林道整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 木材生産活動や森林の適正な維持・管理に必要な林道の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森林整備総面積</li> <li>➤ 林道整備総距離数</li> </ul>
<p>【コウノトリの生息環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ため池の浅瀬造成やビオトープなどコウノトリが生息できる環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境整備した箇所数</li> </ul>

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

適格プロジェクト	レポート項目(例)
<p>【カーボンニュートラルレポートの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルレポートの形成(播磨臨海地域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 整備事業実績</li> </ul>

<本フレームワークに対する JCR の評価>

**a. 資金の充当状況にかかるレポートニング**

兵庫県は、グリーンボンドの資金使途の充当状況をウェブサイトにおいて年次で開示を行う予定である。仮に資金使途の充当計画に大きな変更が生じた場合については、その旨の開示も行われる予定である。

以上より、JCR は、資金充当にかかるレポートニングは適切であると判断している。

**b. 環境改善効果にかかるレポートニング**

兵庫県では、資金使途の対象事業にかかるレポートニングとして、前記の項目を開示することを予定している。

JCR は、本フレームワークで定めたインパクト指標が、環境改善効果を示すのに適切であると評価した。

## 4. 組織の環境に対する取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

兵庫県では、前述の通り 2022 年 3 月に「ひょうごビジョン 2050」を策定した。兵庫県は 1995 年 1 月 17 日に県南部においてマグニチュード 7.3 の阪神・淡路大震災の大きな被害に見舞われた。兵庫県内の被害額は約 10 兆円に達し、兵庫県ではこの震災を受けて、復興後を見据えた少子・高齢社会への対応や、県民参加による地域づくりなどを取りまとめた「ひょうごフェニックス計画」を 1995 年 8 月に策定し取り組みを推進した。

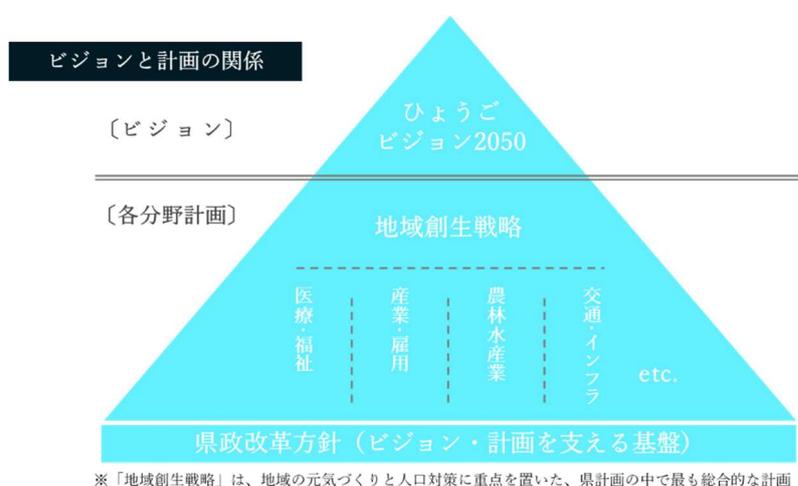
一方、ひょうごフェニックス計画を策定した当時では想定が難しかった人口減少・さらなる少子高齢化、テクノロジーの進歩、さらにはコロナ禍による暮らしや価値観の変容など、大きな社会変化により先の見通しがますます難しくなるなかで、兵庫のめざす姿を指し示す新しいビジョンが求められたことから、兵庫県では、10,000 人を超える県民の声を集めながら、次の世代が活躍する 30 年後のめざす未来を描く「ひょうごビジョン 2050」を策定した。

このビジョンがめざすのは、誰もが希望を持って生きられる「包摂」、一人ひとりの可能性が広がる「挑戦」、この2つを両輪として実現する『躍動する兵庫』であり、そのもとで、兵庫のポテンシャルと社会潮流を踏まえた5つの社会像 ①自分らしく生きられる社会、②新しいことに挑戦する社会、③誰も取り残されない社会、④自立した経済が息づく社会、⑤生命の持続を先導する社会を提示し、変化の激しい時代に対応する、持続可能な地域づくりを目指している。

兵庫県では『躍動する兵庫』の実現に向け、地域の個性を活かした SDGs の達成に取り組んでいる。兵庫県では 2022 年 4 月に、SDGs を推進する組織を設置するとともに、5 月には、知事を本部長とした「兵庫県 SDGs 推進本部」を立ち上げるなど、全庁的な SDGs 推進体制を構築している。

兵庫県では、「県政改革方針」をベースとし、「ひょうごビジョン 2050」の実現をめざし、関係部局が定めた具体的な計画、方針のもとに取り組みを行っている。

(図：ひょうごビジョン 2050 とそれぞれの計画・方針との関係)



(引用元：兵庫県作成資料)

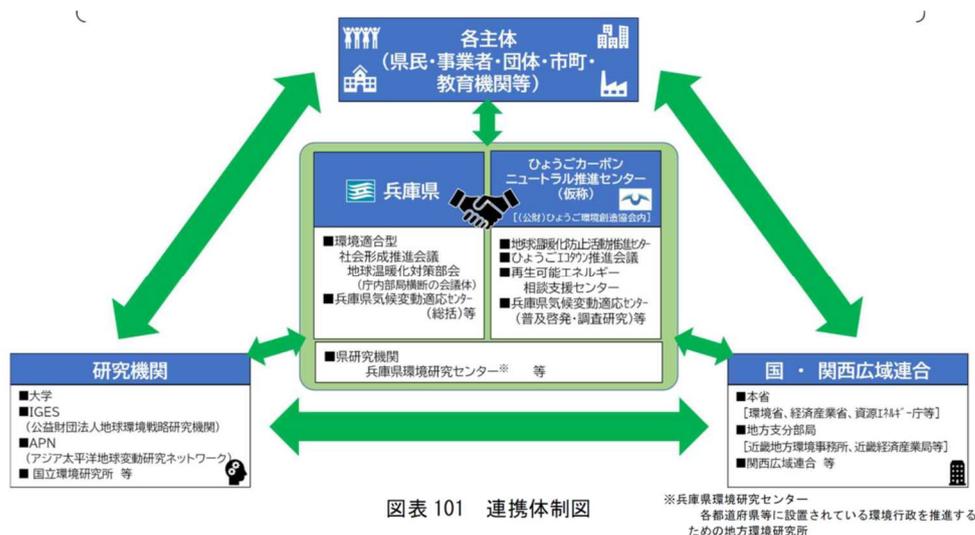
兵庫県では、「ひょうごビジョン 2050」の策定にあたっては県内諸団体や中学校、高校などとの意見交換を重ねるなど、10,000 人を超える県民の声を集めながら検討を進め、長期ビジョン審議会で審議を行った。

環境に関する各計画については、「兵庫県環境基本計画」は作成を環境部環境政策課が担当し、計画策定にかかる審議は、兵庫県環境審議会（総合部会）に諮問の上で県知事によって決定されている。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」についても、環境部環境政策課が担当し、計画策定にかかる審議は兵庫県環境審議会（大気環境部会）に諮問の上で県知事によって決定が行われている。気候変動適応計画についても、「地球温暖化対策推進計画」と合わせて策定が行われており、策定に際しては、県庁の関連する各部局の事業が反映され、各部の総務担当課を通じて周知の上で事業が行われている。

また「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の推進体制については、ひょうごカーボンニュートラルセンターという専門の組織を 2022 年 6 月に立ち上げ、その組織と協力して取り組みを行っている。

(図：兵庫県地球温暖化対策推進計画)



(引用元：兵庫県地球温暖化対策推進計画)

ひょうごカーボンニュートラルセンターは、公益財団法人ひょうご環境創造協会内の地球温暖化対策事業に関係する各部門（兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、再生可能エネルギー相談支援センター、兵庫県気候変動適応センターなど）を一体運営する中間組織として設立され、ヒートアイランドなどに関する研究機能を持ち、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、再生可能エネルギーに関する導入支援、気候変動適応に関する情報発信等を行っている。

以上より、JCR では、兵庫県が温暖化対策を含めた環境問題を県政の重要課題ととらえ、県政の方針及び具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みに際しては、審議会等において外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画をもとに行われていると評価している。

## ■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 康佑・任田 卓人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、グリーンボンド・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券等につきグリーンボンド評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンボンド・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価：グリーンボンドにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル